

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本刑総第176号
平成26年2月27日
宮城県警察本部長

乗り物盗専用の被害届の様式について（通達）

書類作成を合理化することにより、被害者等の負担を軽減するため、乗り物盗に係る被害届を受理するに当たっては、別記様式の（乗り物盗専用）の被害届によることとし、平成26年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

		被害者氏名			
被害 金 品	品名	数量	時価	特徴	所有者
		(記載事項 無 有)			
	犯人の住居、氏名 又は通称、人相、 着衣、特徴等	(記載事項 無 有)			
	遺留品その他参考 となるべき事項	(記載事項 無 有)			

注意 記載事項がある場合には、「有」を○で囲み必要事項を記載し、記載事項がない場合には、「無」を○で囲むこと。